令和８年度茨城県最低賃金引上げに係る企業動向調査業務委託に係る企画競争募集要領

この要領は、令和８年度茨城県最低賃金引上げに係る企業動向調査業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結について、プロポーザルを提出する者（以下「提出者」という。）及び受託者が留意すべき事項を定めたものであり、提出者は、次の事項を熟知の上、プロポーザルを提出してください。

１　募集する企画提案に係る業務の概要

（１）事業名

令和８年度茨城県最低賃金引上げに係る企業動向調査業務委託

（２）事業目的

物価上昇の長期化が県民生活に深刻な影響を及ぼす中、「県内経済の好循環」と「県民所得の着実な向上」を図るため、その原資となる「賃金水準の引上げ」は茨城県政における極めて重要な課題である。

最低賃金の引上げ（目安額への地方上乗せ額の検討を含む。）が県内中小企業等の経営や雇用に与える影響、価格転嫁の実態、財務的な耐性、さらには隣接都県（千葉県・埼玉県・東京都等）への労働力流出の実態を定量的・客観的データにより可視化・検証する。

本調査により得られた客観的エビデンスを基礎資料とし、適切な価格転嫁や生産性向上等の行政伴走支援策を講じることで、中小企業等においても負担吸収が可能であることを実証するとともに、県独自の賃上げ支援施策の策定に資することを目的とする。

２　委託する業務の内容

別添「令和８年度茨城県最低賃金引上げに係る企業動向調査業務委託仕様書」のとおり。

３　委託期間

契約締結の日から令和９年３月 10 日まで

４　委託費上限額

7,986,935 円（消費税及び地方消費税含む）

５　応募資格

企画提案競争に参加しようとするものは、県内に営業拠点を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たす法人等又は複数の法人等からなるコンソーシアムとします。

（１）茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。または、資格がない場合でも、令和８年 11 月 12 日付け公募型プロポーザルに関する公告に示した業務を確実に履行できる者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しな

い者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
（３）会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
（４）茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
（５）本業務と同種又は類似の業務を実施した経験を有する者であること。
（６）茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

６　応募書類

（１）「令和８年度茨城県最低賃金引上げに係る企業動向調査業務委託」企画提案応募申請書（様式１）
（２）応募資格等確認用書類
　証明書等は、申請日前３月以内に交付されたもの
　ア　応募資格の要件をすべて満たす旨の宣誓書（様式２）
　イ　法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
　ウ　定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
　エ　法人格のない団体にあっては、代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合は、外国人登録証明書の写し）
　オ　茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
　カ　直近３事業年度の事業報告書、決算書
　キ　コンソーシアムにあっては、代表責任者が明らかとなる協定書又はこれに類するもの
（３）企画提案選考用書類
　ア　企画提案書（任意様式Ａ４版により別添仕様書の４に掲げる事項について具体的に記載してください。）
　イ　経費見積書（様式３）
　ウ　本業務と同種又は類似の業務に係る実績
　エ　法人等の概要書（様式４）
　オ　法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等
（４）提出部数
　上記（１）及び（２）を１部
　上記（３）を５部
（５）留意事項
　ア　企画提案は、一法人等につき１件とします。
　イ　提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
　ウ　提出された書類の内容は変更することができません。
　エ　提出された書類等は返却しません。
　オ　応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式５）を提出してください。
　カ　採択された企画提案書の著作権は茨城県産業戦略部労働政策課に帰属します。

７　応募の手続き及び選定方法等

（１）問い合わせ先及び応募書類の提出先
　茨城県産業戦略部労働政策課労働経済・福祉Ｇ　担当：小林

〒３１０－８５５５　茨城県水戸市笠原町９７８番６
電話：０２９－３０１－３６３５　ＦＡＸ：０２９－３０１－３６４９
電子メール　rousei1@pref.ibaraki.lg.jp

（２）応募手続き

ア　応募に関する質問

（ア）受付期限

令和８年 11 月 18 日（水）午後３時まで

（イ）質問様式

様式は自由としますが、次の項目を明記してください。

ａ　件名は「令和８年度茨城県最低賃金引上げに係る企業動向調査業務委託に関する質問」としてください。

ｂ　法人等の名称、部署名、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号及び電子メールアドレス

ｃ　質問の表題

（ウ）送付方法

持参、ＦＡＸ又は電子メールのいずれかの方法により７（１）の問い合わせ先まで送付してください。

なお、ＦＡＸ又は電子メールによる場合は、電話により届いていることを確認してください。

（エ）回答方法

質問ごとに随時、質問者に対し、電子メール又はＦＡＸにより回答します。なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できません。

イ　応募書類の受付

令和８年 11 月 24 日（火）午後５時を期限とします。期限までの平日午前９時から午後５時までに持参、又は郵送（必着）により提出してください。

（３）選考について

ア　選考方法

（ア）審査会の審査結果に基づき、受託候補者を選定します。

（イ）審査会は、提出いただいた６（３）「企画提案選考用書類」に基づき書面により審査します。

イ　選定結果の通知

受託候補者の選定後、速やかに結果を通知します。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めません。

ウ　審査基準（プロポーザルの評価項目等）

提案内容 及び手法	①　業務内容の理解度 ・　当該事業の目的を正確に理解しているか ②　提案内容の適格性 ・　実施方針が明確に示されているか ・　仕様書を踏まえた内容になっているか ③　提案内容の独創性 ・　独創的な提案となっているか ・　自主的な提案内容があるか ④　工程の妥当性 ・　工程について、スケジュールの遅れなどがないような妥当性のあるものとなっているか

	⑤　見積金額の妥当性 ・　委託予算上限額に対し、見積金額は妥当なものとなっているか
会社の運営体制及び業務実績	⑥　実施体制の適切性 ・　指揮系統及び役割分担（責任者、担当者等）が具体的に示され、充実した体制になっているか ⑦　同種又は類似業務の実績 ・　過去５年間に同種又は類似業務に関する十分な実績があり、本業務を確実に遂行する能力があると認められるか

８　受託候補者選定後の手続き

（１）事業計画書の提出

受託候補者として選定された旨の通知を受けた者（以下「受託候補者」という。）は、受託期間中に実施する事業の計画を記載した事業計画書及び見積書を提出し、県の承認を得ることとします。

なお、県は、事業計画書の承認にあたっては、既に提出された企画提案書等の内容を基本としますが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、受託候補者との協議により、企画提案書の内容を一部変更した上で、事業計画書の再提出を求めることがあります。この場合において、受託候補者との協議が整わなかった場合は、当該計画書は不承認とし、次点者と協議を行うものとします。

（２）契約手続き

ア　契約書の締結

県は、（１）において提出された事業計画書を承認し、受託候補者から徴した見積書の額が、茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第 15 号）第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内であることを確認したときは、同規則に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わします。

イ　契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、茨城県財務規則第 138 条第２項第６号に該当すると認める場合は契約保証金を免除します。

９　その他留意事項

（１）受託者は、業務の一部を再委託することができます。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者等を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければなりません。

（２）受託者は、本業務を通じて取得した個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するほか、令和８年度茨城県最低賃金引上げに係る企業動向調査業務委託契約書書別記「個人情報取扱注意事項」に基づき、適正に行ってください。

（３）受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

（４）本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和 22 年政令第 67 号）や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。

（５）応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。